

札幌市埋蔵文化財事務取扱要綱

〔平成14年8月28日〕
教育長決裁
最終改正令和3年7月21日

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び文化財保護法施行令（昭和50年政令267号）の規定による埋蔵文化財に係る事務に関し、別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の把握と周知)

第2条 法第95条第1項に基づく埋蔵文化財包蔵地の把握と周知については、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」（平成10年9月29日庁保記第75号文化庁次長通知）、「埋蔵文化財の保護について」（平成14年12月12日教文第4541号北海道教育委員会教育長通知）及び「埋蔵文化財の保護と開発事業との調整について」（平成27年3月10日教文博第2633号北海道教育委員会教育長通知）によるものとする。

(届出等の様式)

第3条 法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出は、様式1によるものとし、法第96条第1項の規定による届出は様式2によるものとする。

2 前項の規定による届出は、過去の発掘調査、開発事業等により埋蔵文化財が消失又は滅失していることが明らかな場合、「札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図の表示及び埋蔵文化財の取扱いの特例について」（平成21年8月31日教育長決裁）に基づき、省略することができるものとする。

(土木工事等のための発掘に関する届出)

第4条 法第93条第1項で準用する法第92条第1項の規定による届出を受けたときは、法第93条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより指示するものとする。

(1) 当該土木工事等の実施前における埋蔵文化財の記録作成のための発掘調査（以下「本発掘調査」という。）が必要な場合、当該発掘調査を実施するよう指示すること。

(2) 工事立会が必要な場合、札幌市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）の職員が工事に立ち会い、必要な記録をとること。

(3) 本発掘調査又は工事立会が必要でない場合、慎重に工事を実施するよう指示すること。

2 前項の規定による指示は、「発掘調査基準について」（平成12年3月31日教文第5332号北海道教育委員会教育長通知）に定めるところによるものとする。

3 保存措置を要する範囲については、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」（平成13年4月16日教文第5005号北海道教育委員会教育長通知）によるものとする。

る。

(遺跡の発見に関する届出)

第5条 前条の規定は、法第96条第8項の規定により指示する場合について準用する。

(埋蔵文化財発見の通知及び鑑査)

第6条 法第100条第2項の規定による埋蔵文化財発見の通知、及び法第102条第1項の規定による文化財の鑑査については、「出土文化財の取扱いについて」(平成13年4月13日教文第4027号北海道教育委員会教育長通知)によるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、埋蔵文化財の取扱いに関し必要な事項は、別に定めることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

(施行期日)

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(施行期日)

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

(施行期日)

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(施行期日)

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

[様式1]

年 月 日

札幌市教育委員会教育長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、所在地及び名称)

周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について (届出)

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を実施したいので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項の規定により、文部科学省令第11号(最終改正平成17年3月28日)の定める下記の事項について、関係書類を添付し届出します。

1 所在地	札幌市 区		
2 面積	m ²		
3 土地所有者	氏名等:		
	住 所:		
4 遺跡の種類	遺物包含地 集落跡 貝塚 墳墓 チャシ跡 その他()		
遺跡の名称	遺跡		
	(北海道教育委員会登録番号A-01-	員 数	箇所
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 草地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 続縄文 擦文 オホーツク アイヌ その他()		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 宅地造成 土地区画整理 公園造成 学校 住宅 工場 その他の建物() ガス 電気 水道 農業関連() 土砂採取 その他の開発()		
工事の概要			
6 工事主体者	住 所:		
	氏 名:		
7 施行責任者	住 所:		
	氏 名:		
8 着手予定時期	年 月 日	9 終了予定時期	年 月 日
10 参考事項			

【添付書類】土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

整理番号・協議回答	- - . 年 月 日付 札教生第 号
-----------	---------------------

指 示 事 項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他()
---------	-----------------------

【注意事項】①太線内は届出者が記入。②4・5は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入。

[様式2]

年 月 日

札幌市教育委員会教育長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、所在地及び名称)

遺跡の発見について (届出)

遺跡と認められるものを発見したので、文化財保護法 (昭和25年法律第214号) 第96条第1項の規定により、文部科学省令第11号 (最終改正平成17年3月28日) の定める下記の事項について、関係書類を添付し届出します。

1 遺跡の種類	遺物包含地 集落跡 貝塚 墳墓 チャシ跡 その他()
遺跡の時代	旧石器 縄文 続縄文 擦文 オホーツク アイヌ その他()
2 所在地	札幌市 区
3 土地所有者	氏名等: 住 所:
4 土地占有者	氏名等: 住 所:
5 発見年月日	年 月 日
6 発見の事情	土木工事中() 分布調査 その他()
7 遺跡の現状	宅地 水田 畑地 草地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()
8 現状の変更	時 期: 理 由:
9 出土品	(種類・形状・数量)
10 保護措置	
11 参考事項	

【添付書類】遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面 (位置図、現況図、工事計画図など)

指 示 事 項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他()
---------	-----------------------

【注意事項】 ①太線内は届出者が記入。

②1、6、7は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入。